

北上市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

北上市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年北上市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給申請) <p>第2条 法第6条第1項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令第13条に規定する住居確保給付金支給申請書に<u>次に掲げる</u>書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>住居確保給付金申請時確認書（様式第1号）</u></p> <p>(2) <u>入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号）又は入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p>	(支給申請) <p>第2条 法第6条第1項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令第13条に規定する住居確保給付金支給申請書に<u>市長が必要と認める</u>書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p>
(支給決定) <p>第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給を決定したときは、住居確保給付金支給決定通知書（<u>様式第4号</u>）により、支給しないときは、住居確保給付金却下通知書（<u>様式第5号</u>）により、申請者に通知するものとする。</p>	(支給決定) <p>第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給を決定したときは、住居確保給付金支給決定通知書（<u>様式第1号</u>）により、支給しないときは、住居確保給付金却下通知書（<u>様式第2号</u>）により、申請者に通知するものとする。</p>
(支給額の変更) <p>第4条 給付金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、省令第11条第1項に基づき給付金の額を変更しようとするときは、住居確保給付金変更支給申請書（<u>様式第6号</u>）</p>	(支給額の変更) <p>第4条 給付金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、省令第11条第1項に基づき給付金の額を変更しようとするときは、住居確保給付金変更支給申請書（<u>様式第3号</u>）</p>

) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の額の変更を決定したときは、住居確保給付金変更支給決定通知書（様式第7号）により当該受給者に通知するものとする。

（支給期間の延長）

第5条 受給者は、省令第12条第1項の規定に基づき支給期間を延長又は再延長しようとするときは、住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給期間の延長又は再延長を決定したときは、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第9号）により当該受給者に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第3号までを削り、様式第4号を様式第1号とし、様式第5号から様式第9号までを3様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の額の変更を決定したときは、住居確保給付金変更支給決定通知書（様式第4号）により当該受給者に通知するものとする。

（支給期間の延長）

第5条 受給者は、省令第12条第1項の規定に基づき支給期間を延長又は再延長しようとするときは、住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給期間の延長又は再延長を決定したときは、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第6号）により当該受給者に通知するものとする。